

させば観光大使派遣規約

(目的)

第1条 この規約は、「させば観光大使」の派遣について必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 させば観光大使選彰委員会（以下「選彰委員会」という。）は、事務所を（公財）佐世保観光コンベンション協会事務局（以下「コンベンション協会」という。）に置く。

(代表者)

第3条 選彰委員会の代表者として、（公財）佐世保観光コンベンション協会理事長を選彰委員会会長（以下「会長」という。）とする。

(派遣事務)

第4条 させば観光大使の派遣事務は、コンベンション協会職員が行う。

(用務)

第5条 させば観光大使は、「国際観光コンベンション都市」佐世保の観光PR役として観光宣伝活動、公的行事・伝統行事等に参加するものとする。

第6条 させば観光大使は、官公庁・報道機関・コンベンション協会会員・その他これに類する者の依頼に基づき派遣する。

(派遣の申込み)

第7条 させば観光大使の派遣を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、原則として派遣日の15日前までに、所定の申込書（別紙様式による）を、選彰委員会に提出するものとする。

(派遣の決定・通知)

第8条 会長は、前条の申込書の提出があった場合において、当該申込みのあった行事内容及びさせば観光大使の用務を審査のうえ、派遣の適否を決定し、申込者に通知する。ただし、派遣依頼の内容が、個人又は企業等の営利事業であって、その内容に公共性が認められない場合、若しくは、公序良俗に反する事業である場合等、させば観光大使の派遣が不相当と判断されるときは、その理由を付して派遣しない旨通知する。

(許可の取消)

第9条 させば観光大使の派遣決定通知後、申込み内容等に相違する事実が判明した場合、その派遣決定を取り消すことができる。

(待遇)

第10条 させぼ観光大使派遣の決定を受けた者は、させぼ観光大使の意思を尊重し、その用務 について品位をそこなわないよう配慮しなければならない。

(謝礼金)

第11条 依頼者は、別表に掲げる区分に従い、別表に定める金額をさせぼ観光大使の謝礼金とする。

2. 派遣の服装は、原則として制服とする。ただし、依頼者が制服以外を希望し、会長が適当と認める場合は、依頼者の負担において、制服以外で派遣することができる。
3. 依頼者は、させぼ観光大使の派遣に係る旅費・宿泊費・食費を負担するものとする。

(謝礼金の減免)

第12条 会長が特に必要と認める場合は、謝礼金を減免することができる。

(損害賠償)

第13条 行事参加中のさせぼ観光大使の事故については、主催者が全て責めを負うものとする。

ただし、主催者の責めに帰することができない場合は、この限りではない。また、第9条の規定に基づく許可の取消しによって、主催者が受けた損害については、させぼ観光大使選彰委員会は、賠償の責めは一切負わない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

付 則

(施行期日)

本規約は、平成23年8月7日から施行する。

本規約は、平成25年4月1日から施行する。

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

(第 11 条・別 表)

[税込]

区 分		金 額
(1) 謝礼金	1 人 1 日 1 回につき	1 0, 0 0 0 円
(2) 派遣に係る事務手数料		2, 0 0 0 円
(3) 交通費	タクシーチケットまたは一律 1, 0 0 0 円 (1, 0 0 0 円を超える場合は実費精算とする)	